2 在宅福祉サービス

(1) 高齢者等ホームサポート事業

おおむね65才以上のひとり暮らし高齢者や単身の障がい者等に日常生活をしていくために必要な支援を行います。

< サービス内容 >

寝具類等大物の洗濯・日干し、家周りの手入れ、軽微な 修理、屋内の整理・整頓など

く 対象者 >

前年所得税非課税世帯のうち,65歳以上で介護保険の要介護・要支援者,障がい者のみで構成される世帯など

- < 利用期間 > 原則として、週2時間以内
- < 費 用 > 料金の1割と材料費等の実費全額
- < 手続き >

サービスの利用には、利用登録が必要です。

- ▶ 利用登録 … 高齢福祉課 福祉サービスグループ,市役所1階 保健福祉相談担当,平石・富屋・姿川・河内の各 地区市民センター,各地域包括支援センター
- ▶ 利用申込み … シルバー人材センター(事務局又は北部事業所)

(2) 高齢者無料入浴券の交付

70歳以上で、自宅に入浴設備がない方に公衆浴場の入浴券を交付します。

く サービス内容 >

月5枚で年間最高60枚の入浴券を交付します。 (入浴券1枚は公衆浴場の入浴料金の420円)

< 施 設 >

施設名	所 在 地	電話番号
宝湯	若草 1 丁目 9-5	624-8049

問高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

< 手続き >

『無料入浴券交付申請書』に地区担当の民生委員から「入浴設備がない」という証明を受け、高齢福祉課 福祉サービスグループに提出してください。

問 高齢福祉課

福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360

2367

(問) 宇都宮市シルバー 人材センター

宇都宮事務局 TEL 633-5300

北部事業所

TEL 673-8020

(3) 福祉入浴

おおむね65才以上の虚弱な高齢者と身体障がい者手帳を持っている方及びその介助者は、公衆浴場に無料で入浴できます。

実施日など詳しくは、施設にお問い合わせください。

⑤ 高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

<施設>

施設名	所 在 地	電話番号
宝湯	若草 1 丁目 9-5	624-8049

(4) 高齢者短期宿泊事業

体調の調整等,生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時 的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に, 介護保険施設等の空床を短期間利用することができます。

問高齢福祉課 相談支援グループ TEL 632-2357

ただし、施設に空床がない場合は、利用できない場合があります。

< 対象者 >

おおむね65才以上の要介護(支援)認定を受けていない方

< 利用期間 >

原則として1回の利用につき7日以内(年間14日以内)

く費用>

養護老人ホーム アオーラ

1日あたり381円,送迎(片道)184円,食材料費の実費 短期入所施設 さくらがおかケアセンター

1日あたり703円,送迎(片道)184円,居住費320円,食材料費の実費ただし、生活保護世帯の場合は食材料費の実費のみの負担です。

<高齢者短期宿泊事業施設一覧>

〔 養護老人ホーム 〕

施設名	所 在 地	電話番号
アオーラ而今	陽東3丁目 15-12	683-4001

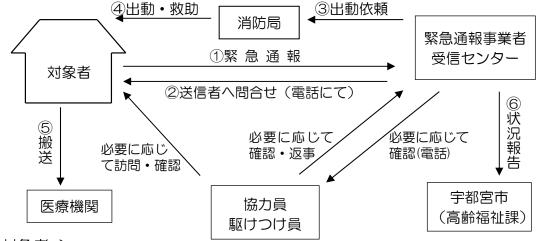
〔 短期入所施設 〕

施設名	所 在 地	電話番号
さくらがおかケアセンター	宝木町 2-2570-12	680-5494

(5) 緊急通報システム事業

急病等の緊急の際に、緊急通報装置(ペンダント)を 押すことにより、受信センターに通報され、必要に応じて 協力員(1名以上)が状況を確認するとともに、消防局に 連絡し、救急車により医療機関に搬送します。 問高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

また、日常時においては、受信センターが健康・生活相談をお受けします。



< 対象者 >

- 介護保険の要介護・要支援者のうち、状況調査を行った結果、虚弱なひとり暮らし等高齢者と認められる方
- 重度身体障がい者(手帳1・2級)でひとり暮らし等の方
 - ※ 状況調査により、対象とならない場合があります。
 - ※ 緊急通報装置は電話回線に接続して使用するため、訪問調査の際に、電話回線の確認をさせていただきます。なお、電話回線が不要な携帯型端末を希望される方は訪問調査の際にお申し出ください。

< 費 用 >

生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり月ごとの利用料金の一部を負担していただきます。

	利用世帯の区分	負担額
Α	生活保護法による被保護世帯	0円
В	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
С	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	100円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	200円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の世帯	300円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	500円

< 手続き >

『緊急通報システム事業利用申請書』を高齢福祉課 福祉サービスグループ, 市役所1階 保健福祉相談担当,平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター,又は各地域包括支援センターに提出してください。

(6) 認知症見守りグッズ配付事業

はいかいのおそれのある方を対象に、アイロンプリントシールや反射ステッカーを配布しています。よく身に着ける 衣類や持ち物など貼っていただくことにより、外出時の身元 確認につながりやすくなります。

間高齢福祉課 企画グループ TEL 632-2332

< 手 続 き >

『認知症見守りグッズ配付申込書』を高齢福祉課 企画グループ,又は各地域 包括支援センターに提出してください。

(7) はいかい高齢者等の位置探索システム利用に対する助成

認知症等により、歩き回って道が分からなくなる方に小型専用端末機を身に着けていただき、行方不明となった時に、家族が携帯電話やパソコンから端末機の電波による位置情報を検索し、現在位置を特定することができます。

高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

また、選択するプランによっては、24時間対応のコールセ ンターが家族からの位置情報についての問い合わせに対応したり、端末機から 通知信号が発信された場合に家族に位置情報を知らせるなどのサービスを受け ることもできます。

このサービスを提供している事業者(下記「協定事業者」)と契約し、サービスを利用した場合に、初回の登録料及び毎月の利用料の一部を助成します。

< はいかい高齢者等 >

宇都宮市内に住所があり、在宅で生活している 65 才以上の方(65 歳未満であって初老期における認知症に該当する方を含む)又は知的障がいのある方で、認知症等により行方不明になるおそれのある方

< 補助対象者 >

上記の「はいかい高齢者等」を介護している、市税に滞納のない方

< 助成内容 >

登録料(初回のみ)	協定事業者が定める額の1/2(上限額6,000円)
利 用 料 (毎 月)	協定事業者が定める額の1/2(上限額4,000円)

※ サービスの内容により、料金が異なります。

< 協定事業者 >

事業者	所 在 地	連絡先
セコム(株)	宇都宮市大通り3丁目1-17	635-5101
(株)やさしい手	東京都世田谷区下馬6-11-10	03-5725-9633

< 手 続 き >

『はいかい高齢者等家族支援事業補助金交付申請書』,『委任状』を高齢福祉課福祉サービスグループ,市役所1階 保健福祉相談担当,平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター,又は各地域包括支援センターに提出してください。

(8) 在宅高齢者等日常生活用具の給付など

おおむね 65 才以上のひとり暮らしの高齢者の方などに日常生活の安全に役立つ用具を給付・貸与します。

高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

< 品目及び対象者 >

R =	対象者	給付	貸与	所得区分
電磁調理器	おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な	0		D以下
自動消火器	ひとり暮らし又は高齢者世帯	0		C以下
火災警報器	※ 3品目のうちいずれか1品目	0		B以下
老人用電話	おおむね 65 才以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯で、生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯に属する		0	B以下
シルバーカー	方 ※ 老人用電話は、電話回線を貸与します。 電話機は利用する方が用意します。	0		B以下

く 費 用 >

生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり負担していただきます。

	利用世帯の区分	負担額
А	生活保護法による被保護世帯	0円
В	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
С	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	28,400円
Е	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上の世帯	全額負担

< 手続き >

『日常生活用具給付等申請書』と『同意書』を高齢福祉課 福祉サービスグループ,市役所1階 保健福祉相談担当,平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター,又は各地域包括支援センターに提出してください。

(9) 老人福祉補聴器の交付

おおむね 65 才以上の高齢者で、身体障がい者に該当せず 一側耳の聴力レベルが「55 デシベル以上 90 デシベル未満」 かつ他側耳の聴力レベルが「55 デシベル以上 70 デシベル 未満」で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた 方に、高度難聴用補聴器を交付します。 **⑤** 高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

く 費 用 >

生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり負担していただきます。

	利用世帯の区分	負担額
А	生活保護法による被保護世帯	〇円
В	生計中心者の前年所得税非課税世帯	〇円
С	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	28,400円
Е	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上	全額負担

< 手続き >

『老人福祉補聴器交付申請書』,『同意書』及び『診断書(両耳の聴力レベルと補聴器の使用が必要と記載されたもの)』を,高齢福祉課 福祉サービスグループ,市役所1階 保健福祉相談担当,平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター,又は各地域包括支援センターに提出してください。

(10) はり、きゅう、マッサージ施術料の助成(保険適用外)

原則として,在宅の 70 歳以上の高齢者,身体障がい者 1~2級の方が,保険の適用外で,はり,きゅう,マッサージの施術を受けるときに,料金の一部を助成します。

高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360

2367

< 助成内容 >

年間最高 18 枚の『保険適用外はり, きゅう,マッサージ 助成券』を交付します。(助成券1枚は1,000円)

く 使用方法 >

市が指定した施術所でのみ使用できます。施術 1 回につき 1 枚の助成券を使用し、規定料金から 1,000 円を差し引いた額を施術者に支払ってください。

< 手続き >

「健康保険証」等の年齢を確認できるもの(身体障がい者の方は「身体障がい者手帳」)を持参して、高齢福祉課 福祉サービスグループ、市役所1階 保健福祉相談担当、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターへ。その他の地区市民センター・出張所でも申請できますが、助成券は後日、自宅に郵送されます。又は電話にて申請用紙を請求し、必要事項を記入の上、高齢福祉課へ送付してください。後日、自宅へ助成券を郵送します。

(11) 高齢者住宅の改修

① 高齢者にやさしい住環境整備事業

65 歳以上で、介護保険の要支援以上に該当する高齢者のいる世帯に、日常生活を容易にするための既存住宅の改修に要する経費の一部を補助します。

問高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360 2367

< 対象世帯 >

生計中心者の前年の所得税額が非課税,又は世帯の前年の所得税の合計額が16,200円以下で,市税に滞納がないこと。

< 対象となる工事 >

住居及び住居と外部との連絡通路の段差解消,手すりの取付け等の改修工事 (新築や増築,老朽化に伴う改修工事は支給の対象になりません。)

< 助成内容 >

補助対象となる住宅の改修工事に要した経費の4分の3の額で,900,000円を限度とします。

< 手続き >

工事にかかる前に, 高齢福祉課 福祉サービスグループにご相談ください。 後日調査に伺います。

※ 改修工事着手後の申請は認められません。

② 住宅改修補助制度

住宅の性能や機能を向上させることで、住み慣れた住宅を、 安全・安心に長く大切に使っていただくことを目的に、住宅 改修を行う際の工事費の一部を補助します。

他住宅政策課 住宅政策グループ TEL 632-2552

く 対象者>

市内在住者(市税を滞納していないこと)

< 対象となる工事 > 手すりの取り付けや段差の解消などのバリアフリー改修工事など

< 助成内容 > 対象工事費の10分の1の額で,100,000円を限度とします。

< 手続き >

工事の契約前に、住宅政策課住宅政策グループに申請してください。

※ 工事契約後の申請は認められません。

(12) 在宅高齢者家族介護慰労金の支給

在宅の介護を必要とする高齢者を常に介護している家族 に、介護慰労金を支給します。

問高齢福祉課 福祉サービスグループ TEL 632-2359 2360

2367

< 支給対象者 >

- 65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を、申請月の前月から遡り、1年間に10日間を超えて介護サービスを受けることなく在宅で日常的に介護をしている家族
 - ※ その他支給要件など,詳しくは高齢福祉課 福祉サービスグループ にお問い合わせください。

< 支給額 > 年額 12 万円

< 手続き >

振込先の通帳,「健康保険証」又は「後期高齢者医療被保険者証」,「介護保険被保険者証」をお持ちになり,『在宅高齢者家族介護慰労金申請書』を,高齢福祉課 福祉サービスグループ,市役所1階 保健福祉相談担当,各地区市民センター・各出張所,又は各地域包括支援センターに提出してください。

(13) 家族介護教室

要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護 知識・技術、介護・福祉サービスの適切な利用方法を習得 すること、介護者同士の情報交換等を内容とした教室を開催 問高齢福祉課 相談支援グループ TEL 632-2357

します。日程等については、広報うつのみや及び市のホームページでお知らせ します。

- < 対象者 > 要介護高齢者を介護する家族等
- < 費 用 > 無 料
- < 手続き >

お近くの地域包括支援センター(P4~5参照)に直接お問い合わせください。

(14) ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業

ひとり暮らし高齢者等が、地域の中で安心して生活できるよう、地域住民による日常的な見守りと公的な福祉サービスを一体的に組み合わせて安否確認を行う安心ネットワークシステムを構築していきます。

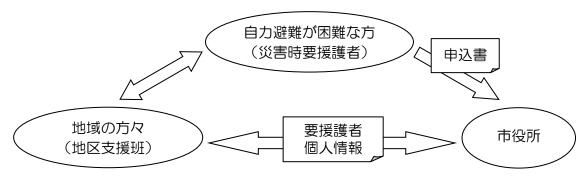
問高齢福祉課 相談支援グループ TEL 632-2357

- (1) 地区民生委員・地域包括支援センターによる訪問調査
 - 見守り対象者の把握
- ② 見守り活動
 - ・ 地域包括支援センター、民生委員、地域住民、福祉協力員などによる見守り

(15) 災害時要援護者支援事業

風水害や地震などの大規模な自然災害が発生又は発生が 予想される場合に、自力での避難が困難な高齢者や要介護 者の方などに事前に登録していただき、登録情報を市と 問高齢福祉課 相談支援グループ TEL 632-2357

地域で共有することにより,市と地域が協力・連携を図って要援護者の避難 誘導や安否確認などの支援活動を行います。



※ 市役所と地域の方々の間で、個人情報の取扱いに関する協定を結び、情報を共有します。

(16) ふれあい収集(戸別訪問収集)

ごみをごみステーションまで出すことが困難なひとり 暮らしの高齢者や障がい者の自宅に直接訪問し、玄関先 などからごみの収集を行います。

問ごみ減量課収集指導グループTEL 632-2423

く 対象者 >

親族や近所などから支援が受けられず、自力でごみを出すことが困難である 方で、おおむね次に該当する方。

- 要介護2以上の認定を受けている、65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 視覚障がい3級以上・肢体障がい3級以上のひとり暮らしの障がい者
 - ※ その他,上記と同程度の状態にある高齢者や障がい者など,対象となる場合もありますので,ご相談下さい。

< 収集回数 >

週1回(家庭から排出される資源物、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみを収集)

< 手続き >

申込みを希望される方は、事前にごみ減量課 収集指導グループ(市役所 12 階)に電話でお問い合わせの上、介護保険被保険者証の写し又は障がい者手帳の写しを添え、申請書類を提出して下さい。

(17) 図書などの郵送貸出サービス

要支援・要介護認定を受けている方などを対象に、図書などを郵送で貸出いたします。

問市立中央図書館 館外奉仕グループ TEL 636-0231

く 対象者 >

市内にお住まいで介護保険の要支援・要介護認定を受けている方,又は身体 障がい者手帳の肢体不自由1級から6級までの方

< 貸出数 >

図書・雑誌・紙芝居等が合わせて 15 冊まで, CD とカセットが合わせて 5点まで, ビデオと DVD が合わせて5点まで

< 貸出期間 > 郵送期間を含め1か月以内

く 費 用 >

無料 ※ 郵送貸出は、ご本人が利用する図書や CD などに限ります。

< 手続き >

利用に際しては、利用者登録が必要となります。 市立中央図書館 館外奉仕グループに電話でお申込みください。 なお、申込みの際、身体障がい者手帳の番号などをお伺いします。

(18) ファミリーケアサービス

宇都宮市社会福祉協議会 福祉サービス事業

会員制によって、日常生活を営む上で支障のある高齢者 や心身に障がいのある方などに、有料で家事支援などの サービスを提供します。

問市社会福祉協議会 福祉サービス課 TEL 636-1215

< 会 員 >

- 利用会員 … 日常的に家事援助を必要としている高齢者や心身に障がいのある方、ひとり親世帯、産前・産後世帯など
- ・ 協力会員 … 健康で福祉に理解のある方

< 提供できるサービス内容 >

- 食事作り・片付け
- 衣類などの洗濯
- ・ 住居などの掃除
- 生活必需品の買い物
- その他
- < サービスの提供日・提供時間 >

月曜日~金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時~午後5時

< 利用料金 >

- ① 入会金: 利用会員 3,000 円 協力会員 1,000 円
- ② 1時間につき860円
- ③ 交通費は実費分を負担していただきます。

< 手続き >

市社会福祉協議会に電話でお問い合わせください。その後、状況をお伺いします。

(19) 福祉理美容サービス

在宅の65歳以上の寝たきり(要介護3以上もしくは、 同程度の状態にある)の方に、訪問理美容出張サービスの 出張補助券を交付します。(年間6枚までを限度) 間市社会福祉協議会 福祉サービス課 TEL 636-1215

く費 用 >

理美容料金は、通常の料金をお支払いください。(出張経費として 1,500 円分を補助券にて市社会福祉協議会が負担します。)

< 手続き >

市社会福祉協議会やホームページにある申請書に記入・提出し,『補助券』の 交付を受けてから,指定理容店に直接,連絡してください。

宇都宮市社会福祉協議会 福祉サービス事業

(20) 車いす等の貸出

高齢や身体障がい、事故・病気等の理由で「一時的に」 車いすを必要とされる方のために、車いす等を貸し出し ます。

市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 636-1285

ただし、入院中の方や施設などに入所している方の、 病院・施設内での利用は対象となりません。

< 貸出期間 > 最大で3か月以内

< 費 用 > 無 料

< 手続き >

市社会福祉協議会ボランティアセンター又は下表の施設に電話で連絡の上, 『印鑑』を持参し,『申請書』を記入・提出してください。

< 貸出場所一覧 >

施設名	所 在 地	電話番号
ボランティアセンター	中央 1 丁目 1-15(総合福祉センター内)	636-1285
河内総合福祉センター	白沢町 385	673-8453
ことぶき会館	屋板町 558	656-8792
ふれあい荘	陽東2丁目3-1	663-3156
やすらぎ荘	宝木本町 1991-1	665-5284
すこやか荘	下砥上町 1259-3	648-7750
上河内老人福祉センター	松田新田町 116-1	674-4003
雀の宮作業所	新富町 15-25	655-4091
若草作業所	若草3丁目12-11	643-4759

(21) ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業

おおむね 70 歳以上のひとり暮らしの高齢者(近所に近親者がいなくて,安否の確認が必要な方)を,定期的に訪問し,乳酸菌飲料(ヤクルト)を本人に手渡すなどの方法により,安否を確認します。

市社会福祉協議会 福祉サービス課 TEL 636-1215

く費用>

無料

< 手続き >

地区の担当民生委員に申し出てください。